

令和2年8月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

8月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第32号	八戸市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について	1
議案第33号	八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	3

議案第 32 号

八戸市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
八戸市いじめ問題専門委員会委員に別紙の者を委嘱する。

令和 2 年 8 月 26 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属 等 (推薦団体)
ふかざわ たかし 深澤 隆	医療法人青仁会 青南病院 病院長 (八戸市医師会)
うえの だいすけ 上野 大輔	たいよう総合法律経済事務所 弁護士 (青森県弁護士会)
たかはし いくこ 高橋 育子	医療法人瑞清会 臨床心理士 (青森県臨床心理士会)
やまもと たけひろ 山本 雄大	八戸学院大学 健康医療学部 人間健康学科 准教授
さとう たおり 佐藤 手織	八戸工業大学 感性デザイン学部 創生デザイン学科 教授

任期は、令和2年9月1日から令和4年8月31日までとする。

議案第33号

八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和2年8月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

図書館資料の貸出点数を改正するためのものである。

八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市図書館条例施行規則（平成20年八戸市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表を次のように改める。

区 分		個 人		団 体	
		貸出数	貸出期間	貸出数	貸出期間
図書資料		8冊以内	15日以内	50冊以内	30日以内
視聴覚資料	八戸市立図書館	2点以内	15日以内		
	八戸市立南郷図書館				
	八戸市図書情報センター	4点以内	15日以内		

第18条第3項中「利用」の次に「及び移動図書館における図書資料の貸出」を加え、「5冊以内」とあるのは「7冊以内」と、「」を削る。

別記第1号様式中「1人7冊まで」を削り、「5冊」を「8冊」に、「1人2点まで、」を「八戸市立図書館及び八戸市立南郷図書館は1人2点まで、八戸市図書情報センターは1人4点まで、いずれも」に改める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前	
(図書館資料の貸出し)		(図書館資料の貸出し)	
第11条 同時に貸出しを受けることができる図書館資料の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長等が必要があると認めるときは、この限りでない。		第11条 同時に貸出しを受けることができる図書館資料の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長等が必要があると認めるときは、この限りでない。	
区分	個人	個人	
		貸出数	貸出期間
図書資料	8冊以内	15日以内	50冊以内
視聴覚資料	2点以内	15日以内	30日以内
	4点以内	15日以内	
2 (略)	2 (略)		
(分室、配本所及び移動図書館)		(分室、配本所及び移動図書館)	
第18条 (略)		第18条 (略)	
2 (略)	2 (略)		
3	3 第6条、第8条から第11条まで、第12条、第14条及び次条の規定は、移動図書館の利用及び移動図書館における図書資料の貸出について準用する。この場合において、第11条中「15日以内」とあるのは「次の巡回日まで」と読み替えるものとする。		
	利用及び移動図書館における図書資料の貸出について準用する。この場合において、第11条中「15日以内」とあるのは「次の巡回日まで」と読み替えるものとする。		

改正後

別記第1号様式 (第9条関係)

(その1)

個人貸出登録申込書
(あて先) 八戸市立図書館長

年 月 日

八戸市図書館条例施行規則第9条第1項の規定により、図書館資料の個人貸出登録を申し込みます。

申込区分 1. 新規 2. 有効期間更新 3. 再交付 4. 登録内容変更 5. パスワード発行

フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	生年月日	大・昭 平・令	年	月 日
住所 (八戸市へ一時 滞在の方は 住民登録地の 住所)	〒			
主な連絡先 電話番号	自宅・携帯 (本人・保護者)	自宅・携帯 (本人・保護者)	その他の 電話番号	

● 保護者氏名 (小学生以下の場合に記入)

フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	学校名	

● その他

※八戸市に通勤している方は通勤先の名称 ※八戸市へ一時滞在の方は滞在先の住所	インターネット予約サービス
	希望する 希望しない

注意事項

- 個人の方で、図書館資料の貸出しを受けることができるのは次に該当する方です。
 - (1) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方
 - (2) 青森県内図書館共通利用券を持参した方
 - (3) 図書館等相互利用に関する協定を締結した図書館等に所在する地方公共団体内に住所を有する方
- 利用カードの有効期間はその発行日から5年間となります。なお、利用カードの更新又は再交付を受ける場合は再度この申込書を出してください。
- 申込時には、氏名、住所等を確認できるもの(運転免許証、健康保険証、学生証など)を提示してください。青森県内図書館共通利用券を持参することにより貸出しを受けようとする方は、同券を提示してください。
- この申込書に記載された住所、電話番号に変更がある場合は、再度この申込書を出してください。
- 図書館資料を紛失し、又はひどく汚損・破損したときは、同じものを弁償して頂きます。
- 貸出しを受けることができる冊(点)数及び期間は以下のとおりです。ただし、移動図書館については、貸出期間が次の通りです。
 - ・図書資料 1人8冊まで、15日以内
 - ・視聴覚資料 八戸市立図書館は1人2点まで、八戸市立図書館センターは1人4点まで、いずれも15日以内
- 貸出期間を過ぎて、再三にわたり返却の催促を受けた方には、その後の貸出しを停止することとなります。
- 登録により交付を受けた利用カードで八戸市立図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市立南郷情報センター・移動図書館の各館を共通で利用できます。

職員記入欄

利用カード番号	登録館
	1. 八戸市立図書館 2. 八戸市立南郷図書館
	3. 八戸市立南郷情報センター 4. 移動図書館 ST名()

本人確認方法

1. 運転免許証 2. 健康保険証 3. 学生証 4. 県内共通利用券 5. マイカード 6. その他()
--

改正前

別記第1号様式 (第9条関係)

(その1)

個人貸出登録申込書
(あて先) 八戸市立図書館長

年 月 日

八戸市図書館条例施行規則第9条第1項の規定により、図書館資料の個人貸出登録を申し込みます。

申込区分 1. 新規 2. 有効期間更新 3. 再交付 4. 登録内容変更 5. パスワード発行

フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	生年月日	大・昭 平・令	年	月 日
住所 (八戸市へ一時 滞在の方は 住民登録地の 住所)	〒			
主な連絡先 電話番号	自宅・携帯 (本人・保護者)	自宅・携帯 (本人・保護者)	その他の 電話番号	

● 保護者氏名 (小学生以下の場合に記入)

フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	学校名	

● その他

※八戸市に通勤している方は通勤先の名称 ※八戸市へ一時滞在の方は滞在先の住所	インターネット予約サービス
	希望する 希望しない

注意事項

- 個人の方で、図書館資料の貸出しを受けることができるのは次に該当する方です。
 - (1) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方
 - (2) 青森県内図書館共通利用券を持参した方
 - (3) 図書館等相互利用に関する協定を締結した図書館等に所在する地方公共団体内に住所を有する方
- 利用カードの有効期間はその発行日から5年間となります。なお、利用カードの更新又は再交付を受ける場合は再度この申込書を出してください。
- 申込時には、氏名、住所等を確認できるもの(運転免許証、健康保険証、学生証など)を提示してください。青森県内図書館共通利用券を持参することにより貸出しを受けようとする方は、同券を提示してください。
- この申込書に記載された住所、電話番号に変更がある場合は、再度この申込書を出してください。
- 図書館資料を紛失し、又はひどく汚損・破損したときは、同じものを弁償して頂きます。
- 貸出しを受けることができる冊(点)数及び期間は以下のとおりです。ただし、移動図書館については、貸出期間が次の通りです。
 - ・図書資料 1人5冊まで、15日以内
 - ・視聴覚資料 1人2点まで、15日以内
- 貸出期間を過ぎて、再三にわたり返却の催促を受けた方には、その後の貸出しを停止することとなります。
- 登録により交付を受けた利用カードで八戸市立図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市立南郷情報センター・移動図書館の各館を共通で利用できます。

職員記入欄

利用カード番号	登録館
	1. 八戸市立図書館 2. 八戸市立南郷図書館
	3. 八戸市立南郷情報センター 4. 移動図書館 ST名()

本人確認方法

1. 運転免許証 2. 健康保険証 3. 学生証 4. 県内共通利用券 5. マイカード 6. その他()
--

改正後

(その2) 個人貸出登録申込書 (あて先) (指定管理者代表者) 年 月 日

申込区分 1. 新規 2. 有効期間更新 3. 再交付 4. 登録内容変更 5. パスワード発行

フリガナ 氏名 住所 (八戸市へ一時滞在の方は住民登録地の住所) 主な連絡先 電話番号

注意事項

- 1 個人の方で、図書館資料の貸出しを受けられるのは次に該当する方です。 (1) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方 (2) 青森県内図書館共通利用券を持参した方 (3) 図書館等相互利用に関する協定を締結した図書館等が所在する地方公共団体内に住所を有する方

職員記入欄 利用カード番号 登録簿 1. 八戸市立図書館 2. 八戸市立南郷図書館 3. 八戸市図書館情報センター 4. 移動図書館 ST名

改正前

(その2) 個人貸出登録申込書 (あて先) (指定管理者代表者) 年 月 日

申込区分 1. 新規 2. 有効期間更新 3. 再交付 4. 登録内容変更 5. パスワード発行

フリガナ 氏名 住所 (八戸市へ一時滞在の方は住民登録地の住所) 主な連絡先 電話番号

注意事項

- 1 個人の方で、図書館資料の貸出しを受けられるのは次に該当する方です。 (1) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方 (2) 青森県内図書館共通利用券を持参した方 (3) 図書館等相互利用に関する協定を締結した図書館等が所在する地方公共団体内に住所を有する方

職員記入欄 利用カード番号 登録簿 1. 八戸市立図書館 2. 八戸市立南郷図書館 3. 八戸市図書館情報センター 4. 移動図書館 ST名